

## 特別養護老人ホーム 都筑の里 料金表

### 利用者負担金

1割負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険から給付される金額	5,392 円	6,048 円	6,723 円	7,380 円	8,027 円
サービス利用にかかる自己負担額①	600 円	673 円	748 円	820 円	892 円

2割負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険から給付される金額	4,793 円	5,376 円	5,976 円	6,560 円	7,135 円
サービス利用にかかる自己負担額①	1,199 円	1,345 円	1,495 円	1,640 円	1,784 円

3割負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険から給付される金額	4,194 円	4,704 円	5,229 円	5,740 円	6,243 円
サービス利用にかかる自己負担額①	1,798 円	2,017 円	2,242 円	2,460 円	2,676 円

※所得に応じた負担限度額は下記のとおりです。

	対象者	食費②	居住費③
第 1 段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	300 円	0 円
第 2 段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方	390 円	370 円
第 3 段階	市民税非課税世帯の方で上記第 2 段階以外の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	650 円	370 円
第 4 段階	上記以外の方	1,870 円	870 円

その他の加算(1日当たりの目安)

	サービス内容	サービス利用にかかる自己負担額 (1割負担)	サービス利用にかかる自己負担額 (2割負担)	サービス利用にかかる自己負担額 (3割負担)
全ての入所者対象	看護体制加算Ⅰ□④	5円	9円	13円
	看護体制加算Ⅱ□⑤	9円	17円	26円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ⑥	7円	13円	20円
	栄養マネジメント加算⑦	15円	30円	45円
	口腔衛生管理体制加算⑧	1円	2円	3円
	夜勤職員配置加算Ⅰ ⑨	14円	28円	42円
	精神科医療養指導加算 ⑩	6円	11円	16円
	処遇改善加算Ⅰ(要介護1)⑪	55円	110円	164円
	処遇改善加算Ⅰ(要介護2)⑪	60円	120円	180円
	処遇改善加算Ⅰ(要介護3)⑪	67円	133円	200円
	処遇改善加算Ⅰ(要介護4)⑪	73円	146円	219円
	処遇改善加算Ⅰ(要介護5)⑪	79円	157円	235円
	特定処遇改善加算Ⅱ(要介護1)⑫	15円	30円	45円
	特定処遇改善加算Ⅱ(要介護2)⑫	18円	35円	52円
	特定処遇改善加算Ⅱ(要介護3)⑫	19円	37円	55円
	特定処遇改善加算Ⅱ(要介護4)⑫	21円	41円	61円
特定処遇改善加算Ⅱ(要介護5)⑫	22円	43円	65円	
該当する入所者対象	経口維持加算Ⅰ	429円(1ヶ月)	858円(1ヶ月)	1,287円(1ヶ月)
	経口維持加算Ⅱ	108円(1ヶ月)	215円(1ヶ月)	322円(1ヶ月)
	療養食加算(1日3回まで)	7円(1回)	13円(1回)	20円(1回)
	看取り加算(死亡日以前4日~30日)	155円	309円	463円
	看取り加算(死亡日前日・前々日)	729円	1,458円	2,187円
	看取り加算(死亡日)	1,373円	2,745円	4,117円
	初期加算(入所から30日まで又は入院後の再入所の場合)	33円	65円	97円
外泊時費用(月6日まで)	264円	528円	792円	

※1日あたりの自己負担額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+α)は以下の表の通りです(加算等により実際の料金と誤差が出る場合がございますので、目安としてください)

◇1割負担ご利用者◇

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,027円	1,108円	1,191円	1,271円	1,350円
第2段階	1,487円	1,568円	1,651円	1,731円	1,810円
第3段階	1,747円	1,828円	1,911円	1,991円	2,070円
第4段階	3,467円	3,548円	3,631円	3,711円	3,790円

◇2割負担ご利用者◇

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	4,189円	4,350円	4,515円	4,677円	4,834円

### ◇3 割負担ご利用者◇

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 4 段階	4,912 円	5,154 円	5,402 円	5,645 円	5,881 円

#### 介護保険の給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ代	おやつ及びコーヒーや紅茶、ジュース等の提供にかかる費用です。	150 円/日
日用品費	歯ブラシやティッシュ等の日常生活に要する費用で入所者に負担して頂くことが適当であるものにかかる費用です。	実費
教養娯楽費	希望によりレクリエーションやイベントに参加する場合、特別な費用がかかる場合にご負担頂きます。	実費
理美容代	希望により提携している業者が行う理美容サービスを利用した場合にかかる費用です。	実費
コピー代	希望によりコピーした場合にかかる費用です。	10 円/枚
医療費等	通院や往診、お薬にかかる費用です。	実費

#### ※食費について

第 4 段階に相当する入居者の食事についての内訳は、下記の通りです。  
朝食 350 円・昼食 870 円・夕食 650 円

#### ※看護体制加算Ⅰについて

常勤の看護師の配置や手厚い看護職員の配置等についての費用です。

#### ※看護体制加算Ⅱについて

看護職員による 24 時間の連絡体制を確保している場合についての費用です。

#### ※サービス提供体制強化加算Ⅱについて

常勤介護職員が 75%以上配置されている場合にかかる費用です。

#### ※療養食加算

特定の疾病の対象者の方に対して、医師による食事箋に基づき食事を提供する費用です。

#### ※栄養マネジメント加算について

常勤の管理栄養士を中心に関連職種が共同して、入居者ごとに栄養状態を踏まえた栄養ケア計画を作成し、栄養ケアを実施するための費用です。

#### ※介護職員処遇改善加算について

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入居者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い特定単位数に加算した費用です。

※特定処遇改善加算について

介護職員の確保定着につなげていくため、現行の加算に加え、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇の改善を行うと言う趣旨で令和元年 10 月より新設された加算です。1 ヶ月当りの総単位数に加算率を乗じた単位数を算定します。

※口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合にかかる費用です。

※夜勤職員配置加算(Ⅰ)口

夜間の人員基準より多い職員を配置し、より安心して生活できる環境を作り上げた場合にかかる費用です。

※精神科医療養指導加算

認知症である入居者が全入所者の 3 分の 1 以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上おこなわれている場合にかかる費用です。

※経口維持加算Ⅰについて

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対し、医師または歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議等を行ない、経口による継続的な食事摂取を勧めるための計画を作成している場合にかかる費用です。

※経口維持加算Ⅱについて

上記経口維持加算Ⅰを算定し、食事の観察及び会議等に医師、歯科医、歯科衛生士または言語聴覚士が関わった場合にかかる費用です。

※看取り介護加算について

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、医師、看護師、介護職員等が共同して看取りの介護を行う費用です。

※入院又は外泊時の費用について

要介護状態区分に関わらず、入院や外泊した場合は、1 ヶ月に 6 日間を限度として 1 日につき 264 円かかります。また、月をまたがる場合は最大で連続 12 日間を上限とします。

※初期加算について

施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入居日から 30 日間に限り、1 日につき 33 円かかります。また、30 日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。